

2002年11月吉日

お客様各位

川崎汽船株式会社
自動車船営業グループ
米州チーム

カナダ向け24時間ルールについて

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

海事安全保障上の一環として、カナダ向け貨物に於いて2004年4月より船積み24時間前までに積荷目録情報(マニフェスト)情報の提出を課される「24時間ルール」が発効となりますので下記にてご案内致します。

敬具

記

1. 概要

カナダ向け海上貨物に関するセキュリティ規制の一環として、カナダ国境サービス局(CBSA)によって実施されます。

船会社は電子データによるマニフェストデータをACI(=Advance Commercial Information)に基づいてカナダ税関に対してマニフェストを行うよう義務付けられております。

2. 対象貨物

- 1). カナダ揚げ貨物
- 2). カナダ揚げ後、他国へ輸送される貨物
- 3). カナダ通貨貨物(カナダ通貨後、米国などで荷揚げされる貨物等)

3. カナダ税関へのマニフェスト提出期限

船積み24時間前まで。尚、提出情報内容に不備がある場合、カナダ税関より積み止めを指示される可能性が御座います。

4. B/L INSTRUCTION 記載項目について

- 1). Shipper (名称、住所、郵便番号)
 - 2). Consignee (名称、住所、郵便番号)
- ※1. TO ORDER OF *** の場合、*** の住所が必要

3). Notify party (名称、住所、郵便番号)

- 4). 品目名
- 5). 貨物個数、荷姿、及び貨物総重量(キログラム単位)※1
- 6). HS CODE
- 7). 危険品明細(UN NO, CLASS, EMERGENCY CONTACT)
- 8). コンテナ番号及びシール番号

※1. SKID、BUNDLE、PALLET という貨物の梱包形態は、カナダ税関では認められておりませんので、この点にご留意頂き、必ず内個数及びその梱包形態の記載をお願い致します。

以上